

2016. 8. 6

諏訪保健所管内の営業者が製造した食肉製品がE. coli 陽性であったため、当該商品の回収を命じました。

■諏訪保健所管内の食肉製品製造業者が製造したベーコンを検査したところ、E. coli が陽性であり、成分規格に違反していたため、本日、諏訪保健所は当該商品を製造した製造者に対して回収を命じました。

■ 違反食品の概要

◆ 名 称	ベーコン(加熱食肉製品(加熱後包装))
◆ 包装形態	合成樹脂製包装
◆ 内容量	290g前後
◆ 賞味期限	16.8.17(2016年8月17日)
◆ 出荷数	13個

■ 検査結果等について

◆ 検査結果判定年月日	平成28年8月6日
◆ 検査結果	E.coli陽性(成分規格:E.coli陰性)
◆ 検査機関	松本保健所検査課

■違反内容について

食品衛生法第11条第2項違反

■措置内容について

食品衛生法第54条第1項の規定による回収命令

■今回の命令の詳細につきましては、下記のアドレスをご覧ください。

<http://www.pref.nagano.lg.jp/shokusei/happyou/160806kaisyu.html>

●内容に関するご意見・お問い合わせ先

- ・長野県庁健康福祉部食品・生活衛生課
電話 026-235-7154, FAX 026-232-7288, 電子メール shokusei@pref.nagano.lg.jp
- ・最寄りの保健福祉事務所(保健所)食品衛生相談窓口